

国の動向及び八都県市共同の取組について

1 自殺対策に関する国の動向

< 基本的考え方 >

自殺は、個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることから、自殺対策には社会的取組が必要であり、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

< 動向 >

- 18年6月 「自殺対策基本法」(概要は別紙1のとおり)が成立(10月施行)
国、地方公共団体、事業主、国民それぞれの責務を明記
- 8月 「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」を設置(文科省)
(19年3月取りまとめ)
- 11月 「自殺総合対策会議」を設置(内閣府)
「自殺総合対策の在り方検討会」を設置(内閣府)
(19年4月取りまとめ)
- 12月 「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」を設置(厚労省)
- 19年6月 「自殺総合対策大綱」を策定(概要は別紙2のとおり)(内閣府)
地方公共団体、医療機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体等とで密接な連携を図りつつ、自殺対策を推進する際の指針を示した。

2 自殺対策に関する八都県市共同の取組

< 八都県市首脳会議 >

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、神奈川県及び横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市の市長で構成され、長期的展望のもとに、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的として設置

< 取組 >

八都県市自殺対策キャンペーン共同実施

毎年9月を「八都県市自殺対策強化月間」と定め、統一標語を公募・選定しキャンペーンを重点的に実施

自殺対策基本法に関する国の財政措置に関する要望

自殺対策キャンペーン等の広報啓発、身近な場所で自殺の防止等を担う人材の確保、自殺念慮者、未遂者及び遺族への支援などについて必要な財政措置を要望

労働者の自殺対策の推進に関する経済団体への要望

日本経団連等4団体に対して、過度な時間外労働時間の縮減、職場環境等の把握と改善、心の健康づくり計画の策定など所要の措置を講ずるよう要望